

## 平成30年度第1回北区総合教育会議次第

平成30年6月27日（水）10時30分  
北区議会第2委員会室（北区役所第一庁舎4階）

### 1 開会

### 2 会議事項

(1) 議題：文化・芸術振興について

(2) 報告①：「教育・子ども大綱」の策定、  
「教育ビジョン」「子ども子育て支援計画」の改定について

報告②：児童相談所を含む複合施設の整備について

(3) その他

### 3. 閉会

# 北区総合教育会議構成員名簿

平成30年6月27日現在

北区長 花川 與惣太

北区教育委員会教育長 清正 浩 靖

北区教育委員会委員 加藤 和 宣

北区教育委員会委員 檜垣 昌 子

北区教育委員会委員 渡辺 敦 子

北区教育委員会委員 本間 正 江

北区教育委員会委員 名島 啓 太

平成30年度 第1回北区総合教育会議

# 文化・芸術振興について

平成30年6月27日

地域振興部 文化施策担当課

教育委員会事務局 教育振興部 生涯学習・学校地域連携課

# 説明次第

## 北区文化芸術振興ビジョンの改定について

現行のビジョンについて

これまでの北区の取組み

国の動き

今後の課題

## 教育ビジョンと教育委員会の取組みについて

北区教育ビジョン2015における位置づけ

教育委員会の取組み

今後の課題

# 現行のビジョンについて

「一人ひとりがいきいきと活動する文化の香り高いまち」を将来像として、平成16年3月に策定

## 基本目標

個性豊かな文化の  
創造と発信

歴史的文化の  
継承と活用

## 具体化への視点

区民主体の文化芸術

子どもに対する文化芸術

まちづくりとしての  
文化芸術

# 現行のビジョンについて

## 具体化の方向

しるる

- ◆ 北区らしい個性的な文化芸術の創造
- ◆ 地域における文化芸術の創造活動
- ◆ 文化芸術のための環境づくり

ひろげる

- ◆ 文化芸術に触れる機会の提供
- ◆ 身近に文化芸術に親しむことができる環境の充実
- ◆ 地域における文化芸術の発表機会の充実

そだてる

- ◆ 高い専門性や資質を持つ人材への支援
- ◆ 地域における文化芸術活動の発展と支援
- ◆ 区民の文化芸術活動の発展

つなげる

- ◆ 文化芸術活動の拠点の整備
- ◆ 文化芸術をつなぐ情報の収集と発信
- ◆ 新たな協働による文化芸術の振興

# これまでの北区の取組み



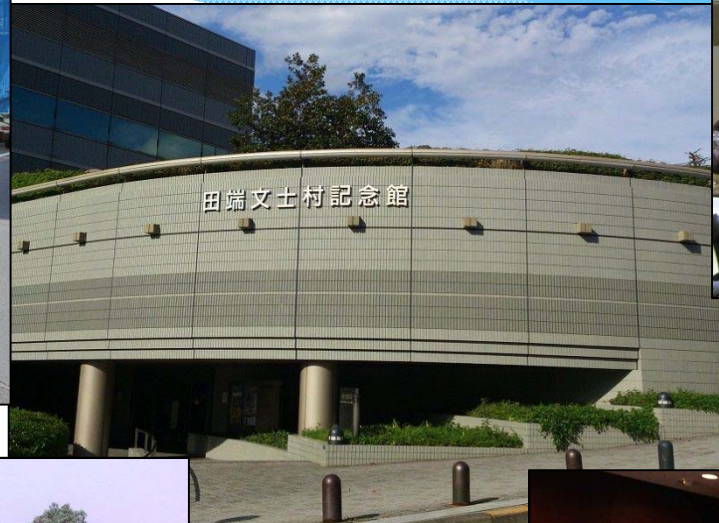


# これまでの北区の取組み





# これまでの北区の取組み



# 国の動き

## 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年6月施行）

### 趣旨

劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等（以下「劇場、音楽堂等」という。）に係る現状や課題を踏まえ、文化芸術振興基本法の理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与する。

### 概要

- ◆ 劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国、地方公共団体の役割を明確にするとともに、これらの関係者等が相互に連携協力することを明確にする。
- ◆ 国及び地方公共団体が取り組むべき事項を明確にし、劇場、音楽堂等を取り巻く環境の整備等を進める。

# 国の動き

「文化芸術の振興に関する基本的な方針～文化芸術資源で未来をつくる～  
(第4次基本方針)」閣議決定 (平成27年5月)

## 趣旨

- ◆ 我が国が目指す「文化芸術立国」の姿を明示
- ◆ 「文化芸術立国」の実現のための成果目標と成果指標を提示

## 概要

- ◆ 「社会を挙げての文化芸術振興」として、諸情勢の変化を踏まえた対応及び基本理念を示す。
- ◆ 文化芸術振興のための5つの重点戦略を定める。

# 国の動き

## 文化芸術基本法の改正（平成29年6月）

### 趣旨

- ◆ 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと。
- ◆ 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること。

### 概要

- ◆ 基本理念を改めるとともに、文化芸術団体の役割、関係者相互の連携及び協働等について規定
- ◆ 地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定

# 国の動き

## 障害者文化芸術活動推進法の成立（平成30年6月）

### 趣旨

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

### 概要

- ◆ 国に、障害のある人の芸術活動を支援する基本計画の作成を義務付け。
- ◆ 国と地方公共団体に、文化施設のバリアフリー化など鑑賞機会の拡大や公共施設での発表機会の確保、制作環境の整備などに取り組むよう求める。

# 国の動き

## 地域における多文化共生推進プラン（平成18年3月）

### 趣旨

外国人の定住化が進み、外国人を観光客や一時的滞在者としてのみならず、生活者・地域住民として認識し、地域社会の構成員として社会参画を促す。

### 概要

- ◆ 日本人住民も外国人住民も共に地域社会を支える主体
- ◆ 地方公共団体に、多文化共生施策推進のための体制整備や計画策定文化施設のバリアフリー化など鑑賞機会の拡大や公共施設での発表機会の確保、制作環境の整備などに取り組むよう求める。

# 国の動き

## SDGs（持続可能な開発目標）

### 趣旨

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で、国連加盟国193か国が2016～2030年の15年間で達成するために掲げた国際目標

### 概要

- ◆ 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための17の国際目標
- ◆ 「普遍性」「包摂性」「参画性」「統合性」「透明性」



# 今後の課題



**文化芸術に対する区民の関心度**



**「北区らしい」個性的な文化芸術の創造**



**若手アーティストの発掘と支援**



**区外からの集客**

## 北区教育ビジョン2015における位置づけ

**「文化・芸術活動の振興」は  
「北区教育ビジョン2015」の柱の1つ、  
「生涯学習の振興」の取組みの方向になっている**

【5つの柱】

### **Ⅳ 生涯学習の振興**

【取組の方向】

**一人ひとりの主体的な学びを支援する  
文化・芸術活動を振興する**

## 北区教育ビジョン2015における位置づけ

**重点施策として  
「魅力的な文化・芸術活動の推進」を掲げている**

### 文化・芸術活動を振興する

#### 【重点施策】

ふるさと北区への愛着を深める事業の推進

文化財の保護・活用と保存・継承

**魅力的な文化・芸術活動の推進**

#### 【推進計画】

北区の部屋事業、文化財を活用したふるさと学習事業、

飛鳥山博物館の講座・企画展の充実、「史跡のまち・北区」のP R

継承者の育成支援、文化・スポーツ等優良児童生徒表彰、

**北区文化振興財団との連携、北区の文化・芸術に触れる事業の開催**

# 教育委員会における取組み

## 北区立文化センターは 生涯学習と交流・文化創造の場である

### 北区立文化センター

0 9 0 9 1 6

動画で紹介♪



Tweets by @kitakubunka

東京都北区立文化センター  
@kitakubunka  
#赤羽文化センターでは午後2時より(1時30分開場) #あこや合唱団による #赤羽文化ひろば #グ

Embed

View on Twitter



[はじめて利用する方へ](#)

[施設利用案内](#)

[休館日カレンダー](#)

[北区公式ホームページ](#)



### 支えあい 地域に生かしあう 学びの輪

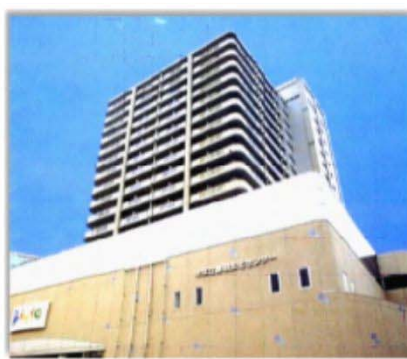
北区立文化センターは、みなさんの学習と交流・文化創造の広場です。区民のみなさんが、生きがいのある生活と心豊かな地域社会の創造をめざして、生涯にわたる計画的・持続的な文化・学習活動ができるよう支援しています。

# 教育委員会における取組み

**北区立文化センターは、地域の文化活動の拠点である**



中央公園文化センター



赤羽文化センター



滝野川文化センター



## 教育委員会における取組み

**「学校教育」の資源を活用した  
文化・芸術のすそ野を広げる活動もある**

### 学校公開講座

区内小・中学校が、自校の教職員の知識・技能、施設設備を活用して公開講座を実施（地域の教育、文化の拠点）

（陶芸、生け花、茶道、百人一首入門講座、王子きつねばやし）



# 教育委員会における取組み

## コミュニティスクールでは 「地域」における文化・芸術資源を活用している

謝恩会では、技科で作ったお茶碗でお茶を点て、自分たちで作った和菓子を鍍金のお皿にのせ、お客様をおもくなしします。5、6年生の主な技科活動は、このように関係しています。

6年生



6年「和菓子づくり」  
梶野 清氏



6年「茶道」あすか生活学校



6年「陶芸茶碗づくり」高橋 和則氏



6年「天体教室」渡邊 鉄哉氏



6年「モザイクタイル制作」東京都タイル技能士会

7

「コミュニティスクール西ケ原」より



## 教育委員会における取組み

**学校支援ボランティア活動推進事業でも  
「地域」における「文化・芸術」資源を活用している**



**日本舞踊（王子第三小）**



**邦楽（琴・三味線）（飛鳥中）**

## 教育委員会における取組み

**区立小中学校と  
北区文化振興財団が連携した事業もある**



★子どもかがやき文化芸術事業★



**輝く☆未来の星コンサート**

北区小・中学校 & 東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校のジョイントコンサート



# (参考) 国における取組み

## 国も、文化芸術による教育について事業展開している

### ■実施後の学校関係者からの声

**未知のことに  
知れることが  
一番の学びの成果だと  
感じました。**

「よま」プロジェクトの授業を通じて、子どもたちは自分たちが知らない文化や芸術について学びました。また、自分たちが学んだことを他の子どもたちに伝えることで、自分たちの学びを深め、自信を持って発表することができました。

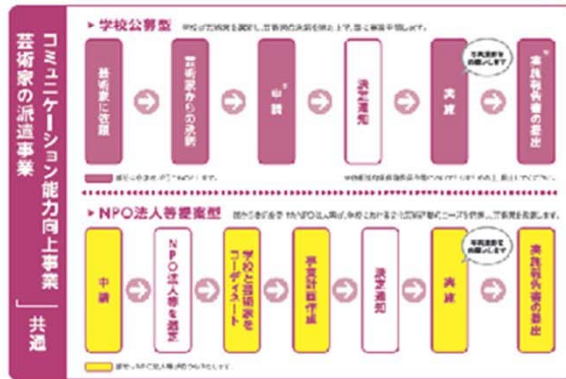
**授業の学校生活で  
学ばない「習熟力」  
が育ちました。**

音楽の授業を通じて、子どもたちは自分たちが学んだことを他の子どもたちに伝えることで、自分たちの学びを深め、自信を持って発表することができました。

**積極的に学び、  
思いの考えや  
感情を表現することが  
できるようになりました。**

子どもたちは自分たちが学んだことを他の子どもたちに伝えることで、自分たちの学びを深め、自信を持って発表することができました。

### ■実施までの流れ



### お問い合わせ先

文化庁 芸術文化政策推進課 03-3581-3111 [art@art.go.jp](mailto:art@art.go.jp)  
 文部科学省 芸術文化政策推進課 03-3581-3111 [art@art.go.jp](mailto:art@art.go.jp)

未来をつくる、  
出会いがある

文化芸術による  
子供の育成事業

**文化芸術による子供の育成事業とは？**

小学校・中学校等において、一時的な文化芸術体験による児童芸術の習得と習得を促し、又は小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を設置し、子供たちに対し質の高い文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供するとともに、芸術による教育・活動の推進、芸術的・創造的・コミュニケーション等を実践する事業です。子供たちの豊かな創造力・想像力、コミュニケーション力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、豊かに文化芸術の創造に資することを目的としています。

# 今後の課題

## ◎ 文化・芸術に親しむための「すそ野の拡大」

- ・文化センターの役割と活用方法
- ・地域における資源・人材の活用方法
- ・大学や民間事業者等の活用
- ・活動の場（発表の場）の提供
- ・学校の負担増にならない方法

## ◎ 「親しむ」から「極める」へのステップアップ

- ・「一流に触れる機会」の提供
- ・「身近な文化芸術」から「専門性の高い文化芸術」への橋渡しの担い手



		H30年度（2018）												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
				議会			議会		議会			議会		
企画課	教育・子ども大綱											(学識懇談会・勉強会)	素案作成	
	総合教育会議				0627 報告									
教育政策課	教育ビジョン2020	策定報告	検討委設置	ビジョン2015進捗等の検証・調査				素案作成						二 ー ズ 調 査 の 報 告
	教育委員会		調査項目の検討				調査項目決定	調査実施	調査データ集計・分析		報告書作成			
子育て施策担当	子ども・子育て支援計画2020		「子ども」・かがやき戦略推進本部	調査項目の検討				調査実施 (項目内容の報告)	調査実施	調査データ集計・分析		報告書作成		
	子ども・子育て会議		調査項目案の報告				調査項目決定		経過報告		報告書案の報告			

		H31年度（2019）											H32年度（2020）		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
				議会			議会		議会			議会			
企画課	教育・子ども大綱	素案作成		PC実施庁議・企総委報告		パブコメ		PC結果庁議・企総委報告		策定庁議・企総委報告					
	総合教育会議	協議① 区長意見・素案		協議② 案		協議③ PC結果報告		協議④ ↓ 区長策		大綱施行					
教育政策課	教育ビジョン2020	素案作成								パブコメ		ビジョン策定		ビジョン施行	
	教育委員会	有識者・校園長会・PTA・青少年委員・私立等懇談会								進捗報告		素案報告		パブコメ報告	
子育て施策担当	子ども・子育て支援計画2020	素案作成								パブコメ		計画策定		計画施行	
	子ども・子育て会議	進捗報告				素案報告				パブコメ報告					

総合教育会議資料  
平成30年6月27日  
教育振興部教育政策課

## 北区教育ビジョン2015の改定について

### 1 要旨

北区教育ビジョン2015策定（平成27年3月）後における教育を取り巻く環境の変化、同ビジョンの進捗状況及び課題等を踏まえ、同ビジョンの改定（（仮称）北区教育ビジョン2020の策定）に着手する。

### 2 北区教育ビジョン2015改定スケジュール（予定）

#### 【平成30年度】

- |       |     |                                   |
|-------|-----|-----------------------------------|
| 平成30年 | 4月  | 検討委員会設置                           |
|       | 10月 | 北区教育ビジョン2015改定に係る区民意識・意向調査実施      |
| 平成31年 | 2月  | 北区教育ビジョン2015改定に係る区民意識・意向調査結果取りまとめ |

#### 【平成31年度】

- |       |      |                      |
|-------|------|----------------------|
| 平成31年 | 5月～  | 有識者、関係団体等との懇談会（意見聴取） |
|       | 12月～ | パブリックコメント実施          |
| 平成32年 | 3月   | （仮称）北区教育ビジョン2020策定   |

### 3 その他

- |       |    |                              |
|-------|----|------------------------------|
| 平成30年 | 3月 | 中央教育審議会において第3期教育振興基本計画について答申 |
|-------|----|------------------------------|

総合教育会議資料  
平成30年6月27日  
教育委員会事務局  
子ども未来部子育て施策担当課

## 「(仮称)北区子ども・子育て支援計画2020」策定の着手について

### 1 要 旨

現行の「北区子ども・子育て支援計画2015」の計画期間が平成31年度で終了する。これまでの計画における継続性に配慮しつつ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て家庭を取り巻く環境の変化や課題に対応し、子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成32年度から36年度までを計画期間とする「(仮称)北区子ども・子育て支援計画2020」の策定に着手する。

なお、平成30年度は、子ども・子育て支援に関する区民への意識・意向調査を行う。

### 2 今後の予定

平成30年	6月～	子ども・子育て支援に関する意識・意向調査における調査対象・調査項目の検討
	10月	子ども・子育て支援に関する意識・意向調査実施
	11月～	北区子ども・子育て会議等における「(仮称)北区子ども・子育て支援計画2020」策定のための検討
平成31年	2月	子ども・子育て支援に関する意識・意向調査結果のとりまとめ
	12月～	「(仮称)北区子ども・子育て支援計画2020」の策定に伴うパブリックコメントの実施
平成32年	3月	「(仮称)北区子ども・子育て支援計画2020」の策定



文教子ども委員会資料  
平成30年6月22日  
子ども未来部副参事  
(児童相談所開設準備担当)

児童相談所の設置に向けた検討について（経過報告）

1 要 旨

児童相談所の設置については、関係課長会で、23区共通課題および都協議課題について検討を行うとともに、各区課題について「児童相談所設置に向けた庁内連絡会」設置し、各分野における北区の課題について、具体的な検討を行っている。

今回、各区課題の検討状況について経過を報告する。

2 各区課題の検討状況

23区共通課題および都協議課題の検討状況、モデル3区の確認作業の状況等を踏まえ、平成28年11月に作成した児童相談所の開設に向けたロードマップについて、前提条件の見直しを行った。

前提条件 項 目	平成28年11月時点	見直し後
①土地・建物	平成29年度中に都区の合意がなされ、現北児童相談所の土地・建物の移譲を受け全面改築	都区協議の状況や児童相談所と一時保護所の一体的整備を想定し代替地について検討する
②一時保護所	共同設置	単独設置
③複合化	—	他施設との複合化について検討する
④職員確保	開設当初は東京都からの職員派遣を受ける	区職員の確保・育成を図る
⑤開設時期	平成34年4月1日	①～④の前提条件の見直しを踏まえ開設時期を再検討

3 今後の予定

他施設との複合化の検討を行いながら、区有地の活用を含め整備地についての検討を行う。

また、新規職員の採用等により職員の確保に努めるとともに、児童相談所の設置市への派遣等により職員の育成を図る。